平成２３年（フ）第２４８号
栃木県宇都宮市若草５丁目４番４号阿部方
債務者　山口　満滋
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５２号
栃木県宇都宮市下栗１丁目18番地　下栗市営住宅３号棟31号
債務者　加藤　昌則
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５３号
栃木県栃木市大平町真弓540番地４ウィズ内、前住所群馬県高崎市双葉町４番12号　ロイヤルマンション201号
債務者　伊藤圭太朗
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５７号
栃木県那須塩原市下厚崎89番地22　チェルシーＢ―105号、前住所東京都小平市小川西町５丁目39番３―403号
債務者　軍司　俊郎
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５９号
栃木県宇都宮市氷室町1860番地36
債務者　小森　孝藏
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６０号
栃木県宇都宮市氷室町1860番地36
債務者　小森　治子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６７号
栃木県宇都宮市今泉町3020番地24
債務者　町田　　栄
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７１号
栃木県宇都宮市徳次郎町58番地
債務者　今平　文江
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７７号
栃木県鹿沼市上殿町930番地１　アイリージャミンＢ―201
債務者　大貫　泰孝
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７８号
栃木県宇都宮市大曽２丁目５番５号　八幡山ハイツ
債務者　大森　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８２号
栃木県宇都宮市平松本町338番地　メゾンドベル１―606、前住所栃木県宇都宮市清原台３丁目７番３号
債務者　相山　百加
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９１号
栃木県日光市薄井沢538番地２
債務者　安西　広司
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５４号
川崎市川崎区浜町２丁目10番４号
債務者　宮川　健三
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
川崎市川崎区浜町２丁目10番４号
債務者　宮川美千代
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
岡山県備前市伊部90番地２―311
債務者　虎尾　信雄
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０２号
岡山市北区庭瀬1094番地11　ベルクレール撫川Ａ202
債務者　山口　由江
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部